

第 6 4 0 富良野市農業委員会議事録

1、開催日時 令和5年6月20日(火) 14:00～15:08

2、開催場所 富良野文化会館 会議室 A

3、出席委員

1. 佐々木 雅 志	2. 中 元 修	3. 萩 原 秀 行	4. 猫 山 幸 稔	5. 坂 口 邦 夫
6. 渡 辺 昌 彦	7. 前 田 秀 保	8. 佐 藤 輝 夫	9. 岡 田 憲 雄	10. 福 永 伸 二
11. 藤 野 和 紀	12. 及 川 栄 樹	13. 宮 川 隆	14. 清 水 直 樹	15. 小 川 賀 津 博
16. 杉 村 鉄 也	17. 井 上 透	18. 今 村 丈 哲	19. 仁 原 憲 和	20. 山 形 真 一
21. 増 田 郁 哉	22. 天 間 敏 行	23. 小 林 賢 次		

4、出席事務局員

事務局長	事務局係長	事務局員
長 尾 敏 寿	安 彦 賢	上 崎 宏 一 朗

5、議事参与者

農林課農業振興係長
西 尾 善 行

(局長) ご起立願います。 礼。

農業委員憲章 朗読

(局長) ご着席下さい。

只今より、第640回、令和5年第6回富良野市農業委員会総会を開催致します。

本日の欠席委員は、4番 猫山 幸稔 委員、5番 坂口 邦夫 委員、10番 福永 伸二 委員 の3名です。

したがいまして、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、富良野市農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立致します。

本日の議事日程について、説明を致します。

本日の日程は、議案書のとおり12日程であります。本日の議案事項は、市長よりの諮問議案1件、審議事項4件、報告事項3件、協議事項1件であります。

本日の配布議案及び資料について説明を致します。富良野市農業委員会総会議案1部、転用許可申請に伴う審査表1部、要望書(上川地方農業委員会連合会)1部、作柄調査行程表(案)1部、畑地化促進事業について1部 以上であります。

議事日程

日程1 会長あいさつ

議事日程

(局長) それでは、議事日程に従い進めて参ります。

日程1 及川会長より開会のご挨拶をいただきます。

会長あいさつ

(会長) 皆さんこんにちは。開催に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。今日は坂口委員が13時から議会の一般質問という事で、先程傍聴席で見えておりました。初議会の初質問という事で、緊張している姿を見る

と、やはり最初は誰でもそうなるのかなと思いました。J Rの廃線問題についてと、鳥獣害についての質問をされていました。今後の彼の活躍ぶりに期待したいと思っております。

さて、5月29日から3日間、私と局長で全国会長大会に出席させていただきました。1日目は、東京の農業試験場であり、東京都農林総合研究センターの視察をして参りました。ここの試験場は120年の歴史という事で、関東付近の農作物の品種改良、育種を手掛けております。1番興味があったのは、北海道の人間には縁のない事ですが、春になるとスギ花粉が大きな問題になっているようです。その解決をするために、花粉の量が著しく少ないスギを現在育種中ということで、近い内には、そういう品種を出してスギ花粉症から悩まされる方が少なくなる、そういう時代が来ますというのが非常に印象的でした。

また、東京では農家戸数が約1万件あるそうでございます。ただ、農地面積で言いますと、約4千haということで、単純に1戸あたりの面積が40a程度です。ほとんどが野菜関係を中心に栽培をしているという事でした。2021年に東京オリンピック、パラリンピックが開催されましたけれども、選手村で使われる食材については、GAP認証という事でしたので、前の年から東京においても予想を上回る形でGAP認証を受けられた農家が多かったという報告を受けました。ただ、GAP申請が終わって2年ごとの更新ですので、その後の更新率が鈍化をしているというのが悩みの種でございました。その後、地元選出の東衆議院議員との懇談を致しまして、皆様方の所にもありますけれども、要請書をお渡しして色々な要請をしました。私からは、鳥獣害問題が非常に深刻になっているという事で、これは上川の問題だけではなく、全道として国も対応してほしいというお願いを申し上げてきました。翌日、全国大会がありまして、全国大会の中で、若干印象的だったのが、改正基盤強化法の中で、農地法の下限面積が撤廃されたことの、現状での問題点がいくつか出されておまして、その事が非常に印象的でした。

今日は、先程局長もお話されておりましたが、総会后、作柄調査並びに、女性農業委員の登用の会議が控えております。どうか皆様方のスムーズな総会進行にお願い申し上げます。簡単ではございますけれども開催の挨拶とさせていただきます。

本日は宜しくお願ひ致します。

(局長) 日程2 市長あいさつ。

市長、川上経済部長ともに他公務により欠席のため挨拶を割愛させていただきます。

富良野市農業委員会会議規則第4条の規定により会長に議事を進めていただきます。

(議長) それでは、議事日程に従いまして進めて参りたいと思います。

なお、議事進行にあたり、ご意見・ご質問をお伺いしますが、質問等がある場合は挙手のうえ、指名後に起立し発言をお願い致します。また、ご質問・ご意見がない場合はなしとのご発言をお願いします。

日程3 議事録署名委員指名

議事録署名委員指名

(議長) 日程3 議事録署名委員指名について 富良野市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員を指名致します。

6番 渡辺 昌彦 委員 17番 井上 透 委員 を指名致しますので

よろしくをお願いします。

日程4 報告第1号

諸般報告について

(議長) 続きまして、日程4 報告第1号 諸般報告 につきまして事務局より報告願います。

(局長) 【朗読説明】

(議長) 只今、前回総会以後の委員会の活動の報告がありましたが、何かご質問はございますか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第1号については、終了させていただきます。

日程5 報告第2号

農地移動適正化あっせん事業について

(議長) 続きまして、日程2 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業について 事務局より報告願います。

(事務局員) 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業について 農地移動適正化あっせん事業による農用地等の売渡、貸付、交換の申出のあった ○○ ○○ 外7件 について次のとおりあっせん委員を指名したの

で報告致します。

〇〇 〇〇 外7件 について【議案 朗読説明】

(議長) 只今、8件につきまして報告がありましたが、皆様の方からご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第2号については、終了致します。

可決される

(議長) 以上で報告第2号については終了致します。

日程6 報告第3号

農地法第18条の規定による解約について

(議長) 続きまして、日程6 報告第3号 農地法第18条の規定による解約について 事務局より説明を願います。

(事務局員) 報告第3号 農地法第18条の規定による解約について 農地等の賃貸借の解約の申し入れ又は合意による解約のあった 〇〇 〇〇 外1件 について、農地法第18条第6項に規定する通知書を受理したので報告致します。

〇〇 〇〇 外1件 について【議案 朗読説明】

(議長) 只今、事務局より2件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第3号については、終了致します。

日程7 諮問第1号

農用地利用集積計画の決定について

(議長) 続きまして、日程 7 諮問第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明願います。

(事務局員) 諮問第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 富良野市農業経営基盤強化促進基本構想の規定により利用権の設定等の申出がなされたので、農用地利用集積計画に関する経過措置により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたり、市長より諮問がきておりますのでご審議願います。

【議案 朗読説明】

以上 9 件につきましては、農用地利用計画に関する経過措置により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。宜しくご審議の程、お願いします。

(議長) 只今、事務局より 9 件の説明がありましたが、番号 1 番と番号 2 番につきましては、委員に関わる案件ですので、先に審議を致します。

農業委員会会議規則第 11 条の規定に基づき ○○ ○○ 委員 の退席を求めます。

【 ○○ ○○委員 退席 】

(議長) 何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(○○委員) はい。

(議長) はい、○○委員どうぞ。

(○○委員) 譲渡人の経営面積の所で、畑の面積と合計面積が違いますが説明願います。

(議長) 確認のため暫時休憩致します。

【 暫時休憩 】

(議長) 議事を再開致します。事務局答弁願います。

(事務局員) 今のご質問についてですが、経営面積の所で、合計面積が33,391.78ですが、正しくは33,391.98で訂正をお願い致します。申し訳ございませんでした。

(議長) ○○委員よろしいですか。

(○○委員) はい。

(議長) その他ございませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号1番と番号2番の2件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号1番と番号2番の2件について、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 審議が終了致しましたので、○○ ○○ 委員 の退席を解き、審議への参与を認めます。

【 ○○ ○○委員 着席 】

(議長) 引き続き番号3番から番号9番の7件について審議を致します。

何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号3番から番号9番の7件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号3番から番号9番の7件について、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で諮問第1号については、終了致します。

日程8 議案第1号

農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

(議長) 続きまして、日程8 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 事務局の説明を求めます。

(係長) 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和5年6月9日付を以って〇〇 〇〇 について農業振興地域整備計画の変更申請書が提出され、農業振興地域整備に関する法律及び関係通達に基づき意見書を附したいので、別紙のとおりご審議の程、宜しく願い致します。

〇〇 〇〇 について【議案 朗読説明】

(議長) 只今、事務局より1件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、1件について、認めるべく意見を附すことでよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、1件について認めるべく意見を附すことと致します。

可決される

日程 9 議案第 2 号

(議長) 以上で議案第 1 号については、終了致します。

農地法第 3 条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、日程 9 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。

(係長) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転等の申請のあった ○○ ○○ について、同法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいか、別紙のとおりご審議の程、宜しくお願い致します。

○○ ○○ について【議案 朗読説明】

以上、1 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、農地所有適格法人の要件も満たしております。以上です。

(議長) 只今事務局より 1 件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

ないようですので、1 件について、許可すべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、1 件について許可すべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で、議案第 2 号については終了致します。

日程 10 議案第 3 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、日程10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。

(係長) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定による農地の転用許可のあった ○○ ○○ 外2件 について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。宜しくご審議の程、お願い致します。

○○ ○○ 外2件 について【議案 朗読説明】

1番については、今回、農地法第3条の規定による賃貸借権を設定するにあたり、農地の現況を確認したところ、転用の手続きをしていないことが判明したものです。配置図の黒い太枠の範囲にある建物群です。そのため、分筆の手続きを指導し、その完了の報告を受けたため、転用許可に係わる審査を、本総会で改めてお諮りするものです。

以上、3件については、農地法第4条第6項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

なお、3番については、面積が3,000㎡を超えているので、北海道農業会議の常設審議委員会の意見聴取が必要となります。以上です。

(議長) 只今、事務局より3件の説明がありましたが、皆様の方からご質問、意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

(○○委員) はい。

(議長) ○○委員どうぞ。

(○○委員) 3番の案件ですが、場所は住宅周りでしょうか。

(議長) 事務局お願いします。

(局長) 場所ですが、麓郷中学校近くの北側の土地を挟んでいる道と川との間の部分です。以前、高い丘みたいな山を崩した所の隣の土地です。以上です。

(議長) ○○委員よろしいですか。

(○○委員) はい。

(議長) 他、ございますか。

ないようですので、3件について許可すべく決定とし、3番については、北海道農業会議の常設審議委員会の意見聴取により、許可相当となった場合に限り、許可書を交付することとしてよろしいですか。

(全員) はい。

(議長) それでは、許可すべく決定とし、3番については、北海道農業会議の常設審議委員会の意見聴取により、許可相当となった場合に許可書を交付することとします。

可決される

(議長) 以上で議案第3号は終了致します。

日程11 議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、日程11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

(係長) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による農地の転用のための権利移転の許可申請のあった ○○ ○○ 外1件 について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。

宜しくご審議の程、お願い致します。

○○ ○○ 外1件 について【議案 朗読説明】

以上、2件につきましては、農地法第5条第2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

なお、2番については、面積が3,000㎡を超えているので、北海道農業会議の常設審議委員会の意見徴収が必要となります。以上です。

(議長) 只今事務局より2件の説明がありましたが、ご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ありませんか。

(〇〇委員) はい。

(議長) はい、〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) 番号2番の案件について、昨年、〇〇 〇〇から砂利採取をしたという事で、完了届が出まして、その後現状確認しましたら、あまりにも酷い状態なので、今の説明の中の転用の理由とはあまりのもかけ離れているので、1度皆様にタブレットで写真を見せたいのですがよろしいですか。

(議長) 只今、〇〇委員から昨年の砂利採取後の完了報告に問題があるという事で、タブレットで見ていただきたいという事で、タブレットの使用を許可します。皆さんご用意ください。準備が整うまで暫時休憩と致します。

【 暫時休憩 】

(議長) それでは、議事を再開致します。写真についてご説明をお願い致します。

(〇〇委員) 砂利を採取した後の何も植えていない状態の写真を見ていただきたいです。砂利を採取する前から見ると、砂利を採った後の方が、水が溜まっているし、とてもじゃないけど作物を植えられるような状態になっていません。畑に入っていて転んだら怪我をするような状態になっていますし、今、現状は、麦を蒔いてはいますけれども、まず耕すことができないので、ばら撒いている状態です。麦の蒔いた所もそうですけれども、蒔いた後もしけている状態です。素人でもこれは酷いという事がわかるので、この件にしまして、許可を出してしまうと、同じような感じになってしまうと思います。これでいくと、とてもじゃないけど認めるわけにはいかないという事で、土地主さんにも説明はしております。山部地区農業委員にも農地パトロールで見ていただきまして、同じ意見です。皆様方にも見ていただき、これで本当に許可を出していいのかという審議をしていただきたいと思い報告させていただきました。その辺を皆さんで協議していただきたいと思います。以上です。

(議長) 今、〇〇委員からタブレットを使った中での説明がございました。あくまでも、土地を良くするという前提の中で、今まで農業委員会では砂利採取を許可していたという経過があるわけです。しかしながら、現状としては、多少良くなっているのか、現状維持なのか、悪くなっているのか僕にはちょっと分かりませんが、この写真を見る限りでは、相当極悪な農地状態なのかなと思います。委員各位からこの件についてご意見はございませんか。

(〇〇委員) はい。

(議長) はい、〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) ちょっと僕もこれを見てどうかと思います。申請の詳細について説明をお願いします。

(議長) 事務局お願いします。

(係長) 申請書に権利を設定しようとする理由の詳細という事で読み上げさせていただきます。「貸主は、当該土地を耕作しているが、砂利層のため石礫が多く、保水状態も非常に悪く、耕作に支障をきたしているので、土地改良を図るため、砂利採取業者に地層に含んでいる砂利の採取を依頼して、耕作条件の良い農地に改良する。借主は、近年特に建設工事等に需要のある砂利を採取し、地元の建設業者に販売する。尚、砂利採取後は、従前より耕作条件の良い農地に復元して、土地所有者に返還する。」というように書かれています。以上です。

(議長) 今、事務局から説明がございましたけれども、ご理解賜りましたでしょうか。

(〇〇委員) はい。

(議長) 他、ございませんか。ないですか。

あくまでも、今の目的の中では、農地の改良を目的としているという事での砂利採取ですから、埋め戻し後は表土の状態が悪いという事では、僕は農地の土地改良にはならないだろうと思います。砂利層だから水はけが悪いというだけではないようですので、現状やはり確認をする必要があるのかなと思います。どうでしょうか。調査の方法について何かご意見ございませんか。

(〇〇委員) はい。

(議長) 〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) 農地に係わるという事で、私も現地確認をして見させていただきました。難しい山部地区特有の案件だと思いますので、山部地区の委員さん全体と、農地部会と、農政部会からも参加していただいて、皆さ

んで見て協議するのはどうでしょう。いかがですか。

(議長) 只今、農地部会長の〇〇委員が主となって、地元農業委員と現地確認をしたいという意向がございましたけれどもよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、農地部会として早急に現地調査をするようにお願いしたいと思います。

番号2番の1件について、先に審議を致します。調査する必要があることから、許可判断については保留するという事でよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号2番の1件については、調査することとし、許可判断については、保留することと致します。農地部会長は、速やかに調査をするように調整してください。また、事務局から土地所有者に対し、その旨を連絡して下さい。

引き続き番号1番について審議を致します。何かご意見等があればお受けいたします。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号1番の1件について許可すべく決定としてよろしいですか。

(全員) はい。

(議長) それでは、許可すべく決定とし、許可書を交付することと致します。

可決される

(議長) 以上で議案第4号は終了致します。

日程12 協議事項

(1) 次回(第641回)委員会総会日程について

(議長) 続きまして、日程12 協議事項 次回委員会総会日程について 事務局の報告を願います。

・次回委員会総会日程について 局長より説明

(議長) 以上の報告の日程となっております。

次に参ります。

(2) 委員提案事項について

(議長) 続きまして、委員提案事項について何かございませんか。

なければ、以上で委員提案事項について、終了させていただきます。

(3) その他

(議長) 続きましてその他、今後の日程について事務局より報告願います。

- ・ 今後の日程等について 局長より報告

(議長) 以上の日程となっておりますので、宜しくお願い致します。

次に参ります。

- ・ 要望書（上川地方農業委員会連合会）について 局長より説明
- ・ 農作物作柄調査行程表（案）について 局長より説明
- ・ 農業委員会だよりの発行について 係長より説明
- ・ 畑地化促進事業について 農林課農業振興係長より説明
- ・ その他

(議長) 全体を通して何かございませんか。

なければ、以上で議事を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) 以上で議事を終了致します。

(局長) それでは、会長より閉会の挨拶をいただきます。

閉会

会長あいさつ

(会長) 皆様大変ご苦勞様でございました。今日はこの後会議が続きますので、以上で終わらせていただきます。

本日は大変ご苦勞様でございました。

(局長) ご起立願います。 礼。 ご着席ください。

以上をもちまして、第640回 令和5年第6回富良野市農業委員会総会を閉会致します。

以上富良野市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 7 月 26 日

議長 及川 栄樹

署名委員 渡辺 昌彦

署名委員 井上 透